

土砂の適正処理のために

土砂埋立行為の許可申請・ 実施等に当たり、関係法令の 遵守・手続の履行等を適正に 実施してください!!!

土砂埋立行為等を行うには、土砂条例以外にも、農地・森林・文化財・開発・建築などに関する様々な法令(関係法令)の規制が関係する場合があります。

関係法令においては、その遵守はもとより、許可・届出等の所要の手続を要するものがあり、これらの遵守・手続の履行等がない場合、関係法令による是正措置・罰則の適用を受けるのみならず、土砂条例による許可を受けた計画自体の見直し・変更許可・廃止等が必要となることとなりますので、十分ご留意ください。

[主な関係法令]

規制の概要(根拠法令)	お問い合わせ先
市街化調整区域内の1ha以上の土地の区画形質の変更等 (神奈川県土地利用調整条例)	県:土地水資源対策課
農地の転用等(農地法)	県:地域県政総合センター農地課等 市町村農業委員会等
地域森林計画対象民有林における1ha超の土地の区域形質の変更等(森林法)	県:地域県政総合センター森林保全課等
地域森林計画対象民有林で行う1ha以下の伐採(森林法)	市町村の農政関係担当課
汚染土壌の埋立て・3,000㎡以上の土地の形質変更 (土壌汚染対策法等)	県:地域県政総合センター環境保全課等 市町村の環境担当課等
廃棄物の投棄・混在(廃棄物処理法)	県:地域県政総合センター環境調整課等 政令市等:廃棄物担当課
埋蔵文化財の取扱協議(文化財保護法)	市町村の埋蔵文化財関係担当課等

※ この他にも、例えば、開発・建築関係法令、緑の保全に関する市町村ごとに定める条例等の遵守・手続の履行が必要となる場合がありますので、土砂埋立行為の許可申請・実施に当たっては、その内容に応じ、関係機関へのお問い合わせ・相談等を確実に行之、関係法令の遵守・手続の履行を適正に実施してください!!!

	お問い合わせ先	神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課：045-210-6511	
	横須賀土木事務所	：046-853-8800	厚木土木事務所津久井治水センター：042-784-1111
	平塚土木事務所	：0463-22-2711	県西土木事務所：0465-83-5111
	藤沢土木事務所	：0466-26-2111	県西土木事務所小田原土木センター：0465-34-4141
	厚木土木事務所	：046-223-1711	横浜川崎治水事務所：045-411-2500
	厚木土木事務所東部センター	：0467-79-2800	横浜川崎治水事務所川崎治水センター：044-932-7211

処理計画届出・許可申請時等の主な関係法令チェックリスト

「搬出先」・「土砂埋立区域」が次のような場合は、必ず、関係法令により必要とされる手続等の確認・履行を行ってください!!!

□ 1ha以上の土地の区画形質の変更等の場合

⇒ 「神奈川県土地利用調整条例」による「協議」の確認が必要です!!!

□ 「森林」を含む場合

⇒ 「森林法」による「届出等」の確認が必要です!!!

□ 「農地」を含む場合

⇒ 「農地法」による「許可等」の確認が必要です!!!

□ 「汚染土壌」を含む場合

⇒ 「土壌汚染対策法」や「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」の確認が必要です!!!

※ 土砂条例の許可地において、汚染土壌を用いた埋立はできません。

□ 3,000m³以上であって、土地の形質変更がある場合

⇒ 「土壌汚染対策法」による「届出等」の確認が必要です!!!

□ 「埋蔵文化財包蔵地」を含む場合

⇒ 「文化財保護法」による「届出等」の確認が必要です!!!

□ 「廃棄物等他法令規制物」を含む土砂の場合

⇒ 土砂以外の物の取扱いは他法令規制に従った処理が必要です!!!

※ 土砂条例の許可地において、廃棄物が混在した土砂を用いた埋立はできません。

□ その他の規制は?

⇒ 他にも、搬出先・土砂埋立区域の市町村条例等による関係法令の規制等がある場合がありますので、関係者とよく検討し、市町村等関係機関への確認・相談等行うことが必要です!!!